1 ものづくりマイスターの認 定、登録に関する業務につい て

#### (1) ものづくりマイスターの開拓等

企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等(掘り起こし)を行います。

愛媛県内で建築大工職種等の派遣ニーズの多い職種や、機械・プラント製図職種等の認定者数が少ない職種を中心に、潜在候補者を含めたものづくりマイスター候補者のリストアップを行い、地域に不足している職種の解消を図ります。具体的には、業界団体や企業等へのアプローチをきめ細かく行い、ものづくりマイスターの掘り起こしを行います。

過去3年間に一度も活動実績がないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思の有無を確認の上、活動継続の意思がない又は活動継続が困難であるなどのものづくりマイスターについては、登録解除の手続きを速やかに行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行います。

## (2) ものづくりマイスターへの説明

認定を受けたものづくりマイスターのうち、講習免除とならないマイスター等に対し、実指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知します。

## (3)申請書類等の取りまとめ

ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行い、 内容確認を適正に行った上で、申請書類を取りまとめて 中央技能振興センターに提出します。

#### (4) ものづくりマイスターに対する研修

新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して実 技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講 習を実施します。研修の開催頻度や時期については、年 2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師が講義形式に より実施します。

研修内容については、中央技能振興センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるように徹底します。また、個人情報の保護やセクシャル

ハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生に対するコーチングといった分野の知識付与や実技指導等に関し、派遣依頼元の意見等を踏まえ、コーディネーターや職員が補完するなどして、求められる研修を適確に行います。さらに、地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施する際は、利用者に配慮を必要とする場合があるため、派遣対象者に派遣前に研修を行います。

# 2 ものづくりマイスターの活用に係る業務について

#### (1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等

コーディネーターが中心となって、中小企業、学校等へ 技能検定の実技試験や技能競技大会の課題等を活用した 若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等 のコーディネート、実技指導等の相談・援助及びものづく りマイスター等の派遣やコーディネートを適切に行いま す。

ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネートについては、実技指導に限らず、座学等の講師とすることや、中小企業事業主の負担軽減に資するものであるため、中小企業事業主が負担することとなる諸経費については、比較的低廉な価格に抑制できるよう最大限に留意します。

#### (2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施

中小企業、業界団体、工業高校等学校及び専修学校・各種学校、大学・専門学校等を対象にものづくりマイスターの派遣による指導等を実施します。

実施にあたっては、中小企業等からの依頼だけに頼らず、コーナー自らがアウトリーチ機能を発揮して積極的に派遣計画を立案します。

指導対象者は、概ね 15 歳から 35 歳未満の若年者としますが、35 歳以上であっても、当該職種の技能が十分でないと認められる者は対象に含めます。派遣指導内容は、派遣対象企業等のニーズに応じて、柔軟に設定します。中小企業・業界団体にあっては、技能検定 2~3級程度、工業高校等にあっては技能検定3級レベルを目安とします。

指導回数について、過度な件数、回数の派遣指導を抑制 し、職種間において事業の公平性を欠くことのないよう 十分に配慮します。

#### (3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

若年無業者等に対する就労支援に取り組んでいる地域若者サポートステーションや障がい者就労支援事業所等から要請があった際は、関係公的機関とも連携を密にしながら可能な限り協力します。また、必要に応じてこうした関係支援機関の支援対象者を対象として、ものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験を行うなどして、ものづくりの魅力発信を行います。

小中学校等の児童・生徒へは、将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、ものづくりマイスターを活用したものづくりの魅力発信事業を行います。実施方法・内容は、ものづくりの実演・魅力を伝える講義、ものづくり体験等により技能・ものづくりの魅力が児童・生徒等に伝わる取組を行います。ものづくりマイスター自身の職業・仕事の紹介、当該職種の職業像にどのように結びつくのかなどの説明をします。

実施にあたっては、学校等からの依頼だけに頼らず、コーナー自らがアウトリーチ機能を発揮して積極的に派遣計画を立案します。

# (4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの 魅力」発信事業の実施

ものづくりマイスターの対象分野以外の職種についてニーズがある場合、そのニーズに応じた内容を指導できる職種の熟練技能者や、ものづくりマイスターの技能・指導レベルに次ぐ準熟練技能者を派遣し、指導を行います。 想定職種 電子回路組立て、紙製品製造 等

# 3 地域における技能振興事業 の実施

#### (1) 技能五輪全国大会の予選の実施等

技能五輪全国大会の出場選手を選出するための愛媛県 予選大会を1職種程度(実施回数1回程度)実施します。 企画した内容は関係技能団体と協議の上、共同実施といた します。各都道府県職業能力開発協会が独自の選考基準に て推薦する職種のうち、「西洋料理」の1職種については、 技能検定とは別に県予選大会として競技を行います。全国 司厨士協会愛媛県本部の専門家を審査員として起用し、正 確に実施できる体制を整えます。

技能五輪全国大会を含めた参加選手及び観客の募集に あたっては、関係業界団体、調理科を設置している高校・ 専門学校等へ適切に周知します。

- 実施予定職種 西洋料理職種
- ·競技参加予定人数 6名程度
- 実施予定時期 令和8年2月頃

## (2)技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会 への参加支援の実施

技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会へ出場する「愛媛県選手団」のうち、中小企業の従業員や職業訓練機関に所属する学生、教育訓練機関に所属する生徒等が選手として参加する場合にあっては、参加選手とその指導者等の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行い、大会参加を促進します。中小企業や教育訓練機関等関係者の競技大会参加への関心が非常に高く、今後も同規模の参加者を見込んでいます。

#### 【参加支援計画(案)想定職種数·人数】

·技能五輪全国大会 5 職種 選手 9 名程度(指導者 7 名程度)

想定職種:電子機器組立て、タイル張り、冷凍空調技術、左官、日本料理、レストランサービス、とび等

・若年者ものづくり競技大会5職種7名程度(指導者7名程度)

想定職種:機械製図、旋盤、電子回路組立て、電気 工事、木材加工、建築大工、自動車整備、ITネットワークシステム管理、ウェブデザイン、業務 用 IT ソフトウェア・ソリューションズ、グラフィックデザイン、ロボットソフト組込み、造園

・選手募集方法 職種別業界団体、ものづくりマイス ター制度活用企業、当会会員企業、職業訓練機関、 教育訓練機関等への周知

## (3) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作 成支援

令和7年度の卓越した技能者の紹介コンテンツのうち、被表彰者のプロフィール(入職のきっかけ等)、仕事に対する思い(やりがいや苦労したこと)、これから

入職する若者に伝えたいこと及び写真(作品及び作業風景)について、中央技能振興センターの示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材結果を中央技能振興センターに提出します。(厚生労働省ホームページ 技能振興ポータルサイト「技のとびら」に掲載予定。)

## (4) 「地域発!いいもの」応援事業及びグッドスキル マーク事業に係る対応

「地域発!いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応として、新規の認定は行われませんが、両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、中央技能振興センターに問い合わせるよう伝えます。

4 地方公共団体、経済団体等 との連携会議の設置・運営について

#### (1)連携会議の設置

都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする連携会議を設置し、地域の有識者との連携を深め、事業運営がより効果的となるよう運営します。

#### 【会議の構成団体】

- · 愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
- · 愛媛県教育委員会指導部義務教育課
- · 愛媛県教育委員会指導部高校教育課
- 愛媛労働局
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛 支部 愛媛職業能力開発促進センター
- · 日本労働組合総連合会愛媛県連合会
- · 愛媛県商工会議所連合会
- 愛媛県商工会連合会
- 愛媛県中小企業団体中央会
- 愛媛県経営者協会
- 一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会
- 愛媛県技能士会

#### (2) 連携会議の開催

連携会議を年2回開催し、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定(推進計画の決定)、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行ます。愛媛県の産業特性と就業構造等を的確に捉えた技

能振興に取り組むほか、愛媛県職業能力開発計画の実現 に向けて、県内行政機関と連携しながら、産業人材の強化 戦略(学校教育における職業教育の推進、県内産業に係る 職業体験等の推進、技能者の生涯にわたる能力開発支援、 若年者、就職氷河期世代、障がい者等に対する就労支援) を積極的に推進します。

## (3) 都道府県労働局との連携

都道府県労働局と大学や専門学校等の教育機関(工業高 校以外)及び中小企業等における派遣指導について連携 して取組みます。

5月上旬を目途に労働局と相談の上、ハローワークの相 談員等が学校等を訪問する際に携行しての周知や、もの づくりマイスターのパンフレットやチラシ等をハローワ ーク庁舎内に配架して制度を周知することやものづくり 分野等の技能に興味を持つ取組として、労働局(ハロー ワーク) が実施している「学生・生徒等に対する職業意 識形成支援事業」において、ものづくりマイスター等が 技能の実演・指導を含む講義を行う等を想定して取り組 みます。

厚生労働省が定めたアンケートを用いて確認します。

(1)ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・ 業界団体又は教育訓練機関の満足度90%以上を目指し ます。

企業・業界団体や教育訓練機関担当者へ、実技指導の 技能力向上の効果を検証するなどし、利用満足度を高め ます。

(2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解 し、今後に生かせるとした受講生の割合90%以上を目 指します。

受講生へ、実技指導の技能力向上の効果をものづくり マイスターから随時フィートバックし、資料化するなど 技能力向上の「見える化」を図ります。

(3) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を 利用した学校の満足度90%以上を目指します。

ものづくりマイスターによる実技指導やものづくり体

5 成果目標

験等で「優れた技能」や「技能の素晴らしさ」を伝えつつも、社会学習の一環としての側面から、学校関係者の満足度も同時に高めていきます。

(4)ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合90%以上を目指します。

ものづくりマイスターを派遣した企業等に対し、人材 育成コーディネーター等が、技能競技大会や技能検定に よる人材育成好事例について紹介するなど、企業担当者 等へ技能検定の受検勧奨等を行い、技能者育成の積み上 げに貢献します。

(5)ものづくりマイスター派遣指導活動数(受講者延 べ人日)1,800人日以上を目指します。

中小企業、職種別組合、教育訓練機関等へ周知し、制度 活用促進を図り、ものづくりマイスターによる技能継承を 効果的・効率的に実施します。

当会では、11年間当該事業を受託してきましたが、その実績としては、若年者へのものづくりマイスター制度が浸透し、受講者数が着室に拡大する傾向にあります。

学生・生徒を含む若年者にものづくり技能の魅力を発信し、彼らのものづくり分野への入職促進と企業の人材育成・確保を支援する取組みを推進します。